# 大地震時の避難所開設手順

津波警報有りの場合は津波警報解除後に行動する。それまでは 自身の安全確保の為に高台又は津波避難ビルに避難する

- 1\_市役所避難所担当者は住民と共に関係者に集合を呼掛ける
  - 建物管理者

て避難する

・避難者の内、自治会役職者

市役所担当者は調整役となる この時点では避難者は建物内部には入れず、運動場・駐車場に

2\_市役所担当者調整のもと緊急的組織の立上げの為、緊急避難所運営委員会の会長、副会長を選出する

市役所担当者の主な業務は

- 1\_建物鍵を開ける
- 2\_\_建物安全確認、避難所開設
- 3 住民との情報交換
- 4 災害対策本部との情報交換

3\_副会長は市役所避難所担当者及び建物管理者と建物安全確認して、利用可否を決定する。部分使用可能の場合は、利用不可部分に危険区域立入禁止表示する

- 4 \_\_会長は関係者と協議し、最低限避難所開設に必要とする班長を決定する
  - ・総務班長(会長は総務班長を兼務)
  - 被災者管理班長
  - 施設管理班長
  - 食糧物資班長
  - ・衛生班長

5 \_\_会長は関係者と協議して各班班員を決定する、ただし人員不足の場合、被災者組長は自組より班員選出し、会長に報告する

- 総務班員
- 被災者管理班員
- ・施設管理班員
- 食糧物資班員
- 衛生班員

防災隊員が適任と思われる 長期の場合は各被災者組より順番に選出

- 6 \_\_会長と班長は市役所避難所担当者及び建物管理者を交えて緊急避難所運営委員会会議にて協議・打合わせして基本方針を決定する
  - 区画方針
  - 被災者組分け方針
  - · 報告、相談、会議方針

引続き、班長と班員は班会議にて協議・打合わせして詳細方針を決定して作業にかかる

## 7\_\_総務班

本部設置、広報、防犯、市役所との連絡

- 1\_\_対策本部の設置
- 2 掲示板にて広報
- 3 掲示板にて防犯
- 4\_市役所との情報交換

# 8\_\_被災者管理班の作業

被災者組分、受付誘導、名簿管理

受付を設置し、避難者名簿作成管理する

- 事前チェックスペース
- ・順番待ちスペース
- 受付場所
- 記入場所
- 被災者組分け被災者誘導
- 名簿組分け管理

## 9 施設管理班の作業

通路、区画、室名表示、テント、照明 地域特性に合わせた避難組分け及び組分けに 対応した区画を行う。区画スペースは自治会 数取れないのでグループ化して組分けする

- 自治会グループ
- ・帰宅困難者グループ
- ・要配慮者グループ
- ・乳幼児家族グループ
- 感染症グループ

#### 10 食糧物資班

食糧物資の調達・受入・配布・炊出し

- ・食糧物資の調達
- 受入、管理
- 配布

に入る

• 炊出し

#### 11 衛生班の仕事

トイレ、給水、ごみ、ペット、感染症 建物管理者と協議して、トイレ位置検討し建 物トイレ・仮設トイレを確保する。又コロナ 対応受付追加準備し、コロナ対応避難場所確 保する

- ・建物トイレ仮設トイレ確保
- 感染症受付感染症避難場所確保
- 給水確保(井戸、浄水器、消火栓)
- ・ペット場所、ごみ場所確保

12\_市役所避難所担当者は避難所開設宣言して、被災者の受入れを開始する。 被災者は誘導に従い順番に受付後避難所内部 13\_被災者組分けの中より組長を選任し避難所運営に協力する。組長は本部の情報を組員に知らせ、又組員の情報を本部に知らせる。

14\_副会長は被災者組長と共に車両内避難者及びテント内被災者の為に駐車場区画を行う

15\_会長は市民センターの自主防災災害対策本部へ連絡・要望する

- 避難所開設
- 被災者数
- 災害状況
- ・救助・救援の要望
- 必要物資・食料の要望

市民センターには自主防災災害対策本部と市役所災害対策本部大矢知分室が設置される

16\_避難者の受入れが一段落し避難所が安定してきたら(3日後程度)、再度関係者集合して、緊急避難所運営委員会より避難所運営委員会にレベルアップする協議を行う

大矢知地区避難所運営マニュアルを参照して 下さい